民訴２９－３２　肢４

第１．肢の結論

誤っている

第２．通常共同訴訟における証拠共通の原則の可否

１．問題の所在

被告らが，主たる債務の弁済の事実を主張した。そして，主債務者が，証拠を提出した。

もっとも，保証人からは，証拠の提出がなかった。この場合に，裁判所は，保証人との関係で，その事実を認定することができるか。共同訴訟人独立の原則（３９条）がある関係で，証拠共通が認められるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

通常共同訴訟において，独立なのは，主張である。証拠に関しては共通である。したがって，裁判所は，保証人が証拠を提出しないときでも，本件のように弁済の主張があれば，主たる債務者の証拠をもって，保証人との関係でも，弁済の事実を認定することはできる。よって，肢は誤っている。

（２）理由

まず，前提として主たる債務者と保証人の訴訟の関係は，通常共同訴訟になる（３８条)。

実体法上，合一確定の要請はなく，訴訟法上，特段の事由（４７条など）はないからである。したがって，債務者，保証人には，共同訴訟人独立の原則があてはまる。

その結果，証拠に関しても，債務者，保証人がそれぞれ独立して，提出しなければならないとも思える。しかし，不都合である。仮に本件のような場合に，独立して提出を要すると，保証人は，主たる債務者の証拠をコピーなどをして，提出する必要が出てくる。同じものをそれぞれ提出させることは，手続的に迂遠である。

証拠のそれぞれの提出は，不要とするべきである。

共同訴訟人独立の原則は，攻撃防御の機会を各々に与えて，各当事者を保護する趣旨である。したがって，主張において，独立を図る趣旨である。

証拠は，共通の弁論において提出されており，そこから得られる心証（２４７条）は，１つである。したがって，証拠まで独立して取扱うことを３８条は予定していないと解するのが相当だからである。

以上